

2009年アライグマ対策技術集（暫定版）— 3

5) アライグマ対策システム

川道美枝子（関西野生生物研究所）

①アライグマ対策システムの構築

アライグマの対策は時間との戦いである。アライグマが拡大するスピードは速いと考えられるので、(1) 情報収集、(2) 罠の用意、(3) 罠運搬と設置の人手、(4) 罠の管理の人手、(5) 捕獲後の運搬、(6) 安楽死施設等、(7) 死体の処理、(8) 捕獲後のモニターと効果の測定という一連のプロセスに対応する「アライグマ対策システム」を早急に作成する必要がある。

これらの一連の対策システムの基本は各地に共通するものと考えられるが、誰がそれぞれの役割を担うかという点において、以下に示す京都府の事例とは大きく異なるかもしれない。敢えて言えば「先に資金ありき」という対策は失敗する可能性が高い。なぜなら仮に上手くアライグマの押さえ込みに成功したとしても、資金が途切れた段階で対策もストップし、アライグマは数年で増加する。また、多くの行政機関はアライグマの目立った被害が無くなった段階で予算を削り、担当の人員の体制を縮小するであろう。そうすると数年でそれまでの努力は水泡に帰す。アライグマ捕獲に報償金を出している地域は捕獲担当者の熱意の地域差により、まだらな捕獲状況になる。また報償金目当てに他地域のアライグマが持ち込まれる（違法行為であるが）ケースが事実として存在する（この場合、捕獲数の年比較が意味の無いものとなる）。アライグマ侵入によって被害を受けている人たちに費用負担を求めた場合にも、お金を出す人、出さない人がまだらに捕獲することになるため、対策の効果が不十分になる。

以下に紹介する対策システムを実施している京都府の市町村は特別な予算を計上せず、地域住民の協力を求め、行政担当者が自ら対策の前面に立ち（他の業務の合間に）、長期におよぶ戦いを覚悟し、それを京都府がバックアップするという体制である。現場でアライグマ対策を行う市町村の財政負担が少ない体制であれば、「対策をしてみようか」という動きにつながる。現在、京都府の幾つかの市町村が抱えている未解決の問題は、処置後の個体の処分方法である。京都府は安楽死の部分だけを行うので、焼却施設が無い市町村では焼却費用が大きな問題となり、対策実施へ動き出すのに足踏みをしている地域もある。

この対策システムが真に成功するかどうかを知るには、まだ数年の時を待たなくてはならないが、少なくとも現段階において捕獲数の減少（生息数を反映していると考えられる）と農作物の被害が減少していることは事実である。

アライグマ対応への重要ポイント

- アライグマ対策の計画立案と平行して直ちに捕獲を開始すること。
- 捕獲を開始したら徹底して情報収集をし、捕獲を行うこと。情報収集には行政、警察、動物園、地域の自治会、農協、漁協など行政機関、公共機関、地域に根ざした組織など

情報網の構築が欠かせない。

- 集団（母子や雄雌など）でいる場合には捕りこぼしの無いようにする。
- 捕獲を開始した地域では、間引き状態にならないよう、地域全体からアライグマを除去しなくてはならない。地域全体で情報を共有し、出来る限りアライグマ・クリーン地域にしてゆく。
- 一地域だけの対策では、近隣地域からの侵入が繰り返されるので、近隣地域に呼びかけて一斉にアライグマ・クリーン作戦を行う。
- アライグマは生息適地には繰り返し侵入する場合がありますので、長期間に渡り監視（モニター）を続ける。
- これまでアライグマ対策で効果をあげている市町村は、市町村職員が直接現場へ罠の運搬や捕獲個体の搬出をしている地域である。市町村職員は現場の状況を良く認知できるとともに、地元に対策への心構えの通知や情報の提供が可能となり、また、地元からの情報を得ることが可能となり、対策全体が上手く流れるようになる。また、地域行政への評価も高まる。
- アライグマを捕獲し、殺処分するというプロセスになる場合がほとんどであるため、対策従事者の精神的負担を軽減する対策システムでなければ長続きしない。即ち、罠の運搬や捕獲個体の運搬に従事する者、罠の管理をする者、捕獲個体の安楽死等の処置をする者が別々であることは重要である。
- 捕獲したアライグマの処置（安楽死）のための施設を設置することが望ましい。これらの施設でアライグマの出没情報や個体情報を収集し、対策現場にフィードバックすることが必要である。これらの処置の際、獣医師がアライグマの処置をすることが望ましい。なぜなら、アライグマが狂犬病などの感染症を発症したとするなら、獣医師によって早期に発見される可能性が期待されるからである。ニュージーランド等では、捕獲された動物に余分なストレスを与えないため現場で処置をする（銃器などで）方が良いという考え方もあるが、アライグマについては獣医師が現場で行う場合以外の処置は避ける方が良いと考えられる。
- アライグマ対策は長期間の事業であると覚悟する必要がある。少なくともその効果は3年目でないと見えてこないし、個体数増加の押さえ込みにも相当の時間がかかる。そのため、事業全体にかかる費用をなるべく最低限にする必要がある。地域住民、ボランティア、行政担当者が無償で行動する体制が望ましい。
- 大阪府、京都府が実施しているようなアライグマの処置施設を設置することが望ましい。

②アライグマ対策の実際のプロセス

(1) 出没情報→(2) 対応判断→(3) 捕獲許可確認→(4) 捕獲檻設置と管理→(5) 捕獲→(6) 捕獲檻継続設置→(7) モニター

アライグマの出没が明らかであれば、外来生物法「特定外来生物による生態系等に係る

被害の防止に関する法律（2004年6月）」に基づく確認をとるようにする。申請方法については環境省の各地方事務所に相談すると良い。

（1）出没情報の収集

出没情報の収集：農協、漁協への情報提供の呼びかけ。市町村の広報誌での情報提供の呼びかけ。警察から警察に寄せられた情報提供。アライグマの痕跡調査。地域への聞き取り調査による積極的な情報の掘り起こし。

出没の手がかり：●農作物被害●目撃●足跡・建造物の爪痕・建造物等につけられた泥足跡・糞・毛などフールドサイン●捕獲（他の目的でかけられた罠に入るなど）●交通事故死体の情報

（2）対応判断

●爪痕があるかどうか。●爪痕は5本か。●爪痕は十分に幅広いか。●爪痕は多数で柱の下から上まで登っているか。●足跡はあるか。●目撃されているか●農作物、水産物などに被害があるか。

爪痕や泥のついた足跡の新旧、痕跡の多少でアライグマの訪問の時期、住み込み場所を有る程度特定することが可能である。目撃があった場合はもちろん、怪しいと考えられた場合には念のため罠をかけるなどの対応をする。

（3）捕獲許可確認

アライグマは鳥獣保護法と特定外来生物法対象種なので、捕獲と運搬には一定の手続きが必要。

▼特定外来生物で規制される事項▼



環境省HPより

（4）捕獲檻設置と管理

アライグマに対する捕獲対応が必要であると判断された場合、罾を当該の地域に運び込む（捕獲許可証を所持しているものが罾を運搬し、現地を確認した上で罾設置場所の判断を行い、土地や家屋所有者に罾について説明する）。

罾はアライグマが通過すると考えられる場所に設置。子供や外部の人がいたずらしない場所を選ぶ。子供などがいる場合には、昼間は罾を閉じておく。罾は少なくとも1日1回はチェックする。なるべく土地所有者や家屋所有者、耕作者など、直接の関係者が罾を管理する。餌を必要に応じてかえる。錯誤捕獲個体を罾から放す（ネコ、タヌキ、アナグマ、テン、イタチ、ハクビシンなどがかかる）。

罾管理者のいない森林などの場合、罾見回りの人材を配置する。見回りの再、罾は少なくとも1日に1回は巡回する。

（５）捕獲

管理者ないしは見回り者は、アライグマが捕獲されたら連絡し、その後、許可を得た者が罾ごとアライグマを運び出す。

（６）捕獲檻継続設置

アライグマがかかった場所には複数の個体が訪問する可能性があるため、罾を継続設置する（少なくとも2週間くらい）。アライグマが子育てをしている、畑に頻繁に現れるなどの場合、捕獲後に別個体が出現するケースが多いので、罾は継続して設置する。特に子供は5頭程度いる可能性があり、子育てをした家や子連れのアライグマが出現する場所では、母親、子供5頭程度、オトナオスの7頭以上が出現する可能性があり、捕獲の継続の必要がある。

（７）モニターと対策効果の測定

アライグマが一度侵入した場所には、アライグマが再び出没する可能性が高いため、土地所有者、家屋所有者、農業水産業者は継続的に注意を続け、アライグマの再侵入に備える。京都市内のある神社では3年半の間に同じ場所で断続的に32頭のアライグマが捕獲された。建造物の柱などにつけられた爪痕や泥のついた足跡は、時間の経過とともに痕跡が薄れる。侵入したばかりの新しい爪痕は木材の内部の色が見え、はっきりと白いが、時間経過とともに茶色から古い木材の色に変化してゆく。新しい爪痕がつかなければ、アライグマの新しい侵入は無く、対策の効果があったと判断できる。新たな爪痕がつけられた場合には再侵入があったと判断し、直ちに対策を再開できる。

（８）捕獲個体：安楽死措置→死亡個体の調査

捕獲個体の情報により明らかになること：●寄生虫や病気の情報●その地域での繁殖の様子●栄養状態●胃内容物分析による食性の解明●地域の年齢構成や性別●年齢構成など

動物愛護の観点やアライグマの病気などの問題を避けるために、アライグマは必ず獣医師により安楽的に処置される必要がある。アライグマの処置に関して、水漬けや刺し殺しは環境に病原体をばらまくなどの怖れがあるため望ましくない。また、ビニール袋に入れて窒息死させる、放置して餓死させるなどは、動物愛護の精神と法律に反することから、

決して行ってはならない。また、捕獲個体が未知の病原体を保有している可能性もあるので、個体の最終処置は埋設は望ましくなく、焼却する必要がある。

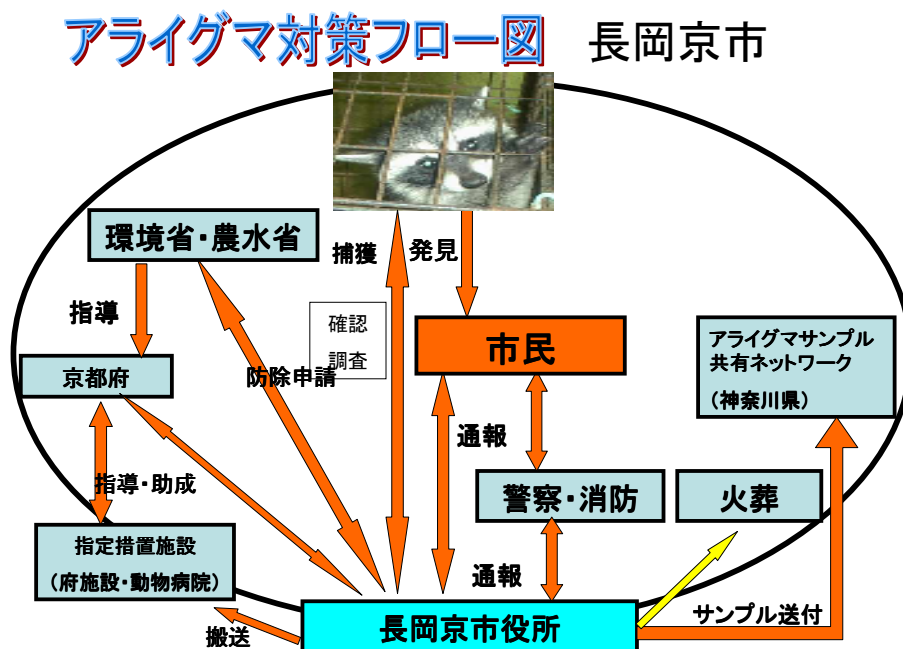
③ 具体的対策事例

関西野生生物研究所との連携のもとに、アライグマ対策システムが有効に機能しているのは、長岡京市、京都市、亀岡市、南山城村、与謝野町である。長岡京市、亀岡市、京都市のアライグマ対策システムについて紹介する。

京都府は平成18年5月31日特定外来生物法の「確認」をとり、「計画的な防除として、箱わな等により捕獲し適切に処分する」としている。平成20年10月現在、京都府は各市町村に対し、それぞれ外来生物法の確認申請を行うよう指導している（長岡京市、亀岡市が「確認」をとっている。京都市は政令指定都市であるため、独自に「確認」をとっている）。京都府は府内に2カ所（和知と亀岡）にアライグマ処置のための施設を設置し、週2日程度、市町村が捕獲したアライグマを受け入れ、獣医師により薬剤による安楽死を実施している（京都市は独自施設で実施）。施設では「アライグマ捕獲個体調査票」に雌雄、体重、頭胴長、尾長、胸囲、高さ（肩指先）、前足長、後足長の測定結果を記録し、搬入した市町村にデータを渡している。安楽死後の個体は搬入した市町村が持ち帰る。

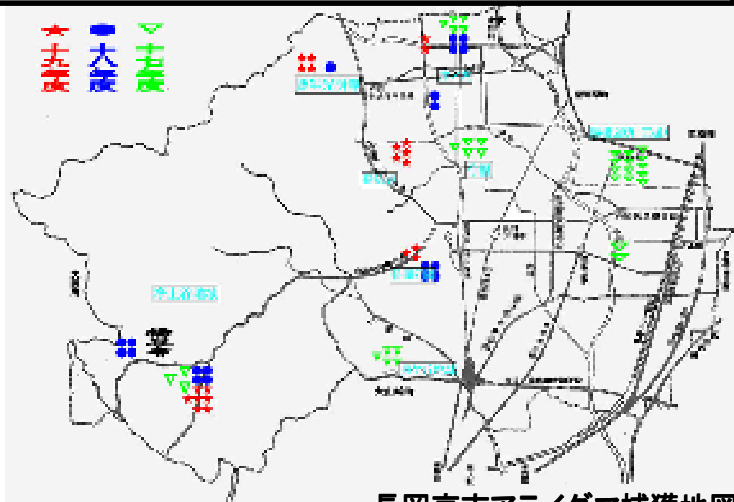
1) 長岡京市の事例

長岡京市（市面積19.18平方キロ）は平成15年からアライグマの目撃情報があった。平成17年4月から鳥獣保護法によるアライグマ捕獲を開始した。平成18年5月24日から特定外来生物防除公示により「確認」により捕獲。長岡京市市役所内に市役所職員12名からなるアライグマ捕獲班結成。



根絶ないしは個体数の削減を目指して、徹底捕獲に取り組んでいる。市民からの通報等により市役所の捕獲班が実態確認後罌を運搬。罌の管理は土地や家屋所有者が行い、捕獲の通報があると捕獲班が罌を回収し、京都府の安楽死施設へ運搬（安楽死費用は京都府負担）。

平成17年33頭・18年19頭・19年21頭



資料提供:長岡京市

長岡京市アライグマ捕獲地図

アライグマ対策の捕獲班は市の業務として活動。平成17年33頭・18年19頭・19年21頭捕獲されたが、平成19年度にかかった経費は捕獲器用シート・杭等7,000円。延べ出動回数73回、延べ出動人数234人。捕獲器は関西野生生物研究所から貸し出し。

捕獲数は年々減少の傾向にある。捕獲された地点は平成17年度は全域であったが、平成18年度、平成19年度は東部地域での捕獲は無く、西部山沿いの社寺で捕獲が継続した。西部の社寺はモニター拠点として機能しており、アライグマの侵入があると直ちに捕獲を開始している。5カ年の防除目標を立てている。

アライグマ防除目標(5ヶ年間)

完全防除は難しいが、新たな定着及び生息域のこれ以上の拡大を防ぎ、野生での繁殖を食い止め得るだけの生息数にすることを目標とする。

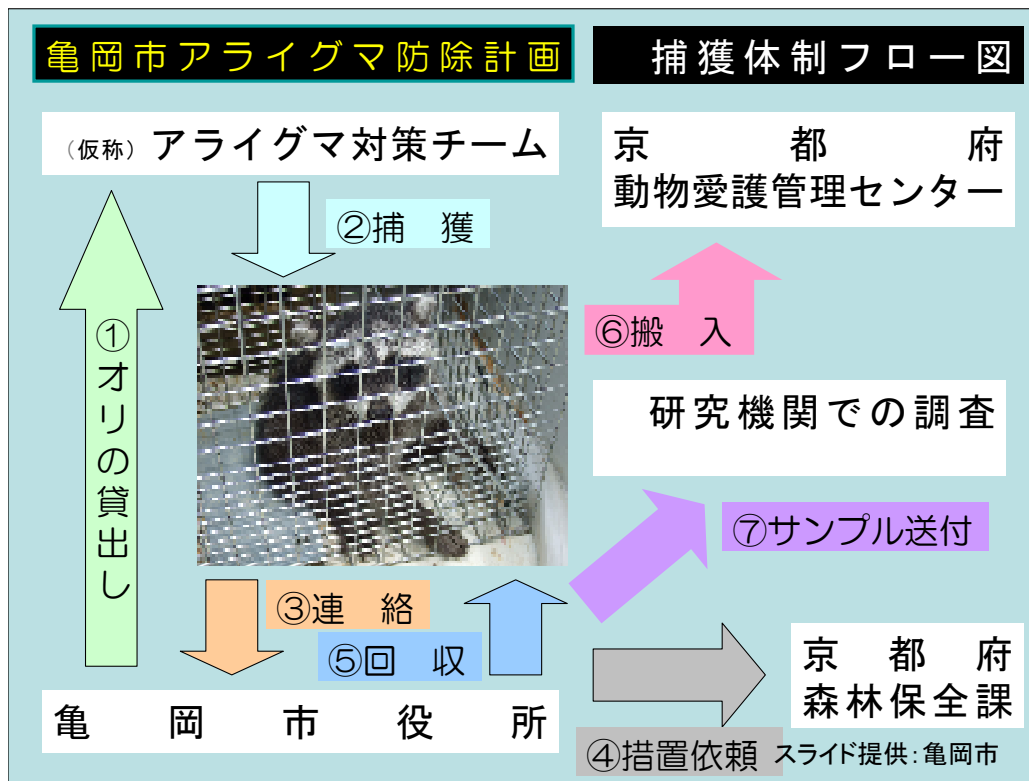
| 目標とするもの | 内容 |
|--------------|--------------------------------|
| 市民生活への影響最小限化 | 寺社や民家の家屋被害や農作物被害の防止 市民不安の除去 |
| 生態系へ影響を最小限に | 野鳥の卵や池・川の魚の捕食を少なくする |
| 公衆衛生の向上 | 大量繁殖による狂犬病やアライグマ回虫症蔓延阻止 |

資料提供:長岡京市

2) 亀岡市の事例

亀岡市は典型的な里山である農村地域と住宅地域が混在する。市面積 224.9 平方キロ。こうした地域では徹底した捕獲をするためには集落毎にその地域の実情に合わせた対策を地域住民とともに考えてゆかなくてはならない。農村地域では農作物の被害、住宅への侵入などアライグマの被害が身近であるため、捕獲を含む対策に熱心であり、地域住民が主体的に「(仮称)アライグマ対策チーム」に参加し、捕獲後のモニターも行うという体制が構築しうる環境である。一方、団地ではアライグマの出没通報はあるが、罠の設置、罠の管理は行政まかせであり、非協力的であることが多い。「さわるのもいや、見るのもいや」という人が多い。他方、イヌ、ネコの餌を野外で給餌しているため、これらにアライグマがついている状態があり、こうした地域では住民への理解を進めるための啓蒙活動を行い、アライグマが増える環境を造らないということも課題である。平成19年9月13日に「特定外来生物の防除の確認」をとり、亀岡市はアライグマ対策のモデル地域としての意識のもとに対策を進めている。モデル地区としては市内2地域を指定し、自治会の協力のもとに、自治会に罠を各30基貸し出し、自治会はアライグマの出没状況のチェック、出没のモニターを行い、罠を管理し、地域全体からアライグマを減少させるために活動を開始した。

アライグマの侵入状況は関西野生生物研究所の社寺仏閣等の痕跡調査地図の提供により判明しており、アライグマ住み込みの可能性が大きいと判断された場合には速やかに対処する体制が整っている。



●実施体制（捕獲作業フロー）

①生息の確認（被害、目撃、痕跡など）の連絡

↓ 生息情報は関西野生生物研究所の調査や資料なども参考して収集する。

②亀岡市からオリの貸し出し

↓ オリは100台所有（市購入と関西野生生物研究所からの貸し出し）

③（仮称）アライグマ対策チームがワナの設置、誘因餌設置法及びワナ管理の指導

↓ 自治会等を単位とした地域ごとの対策チームを組織してあたる。

④対策チームでワナの管理（誘因餌の設置）、捕獲、捕獲後の連絡

↓ 捕獲は住民によってオリの管理を行う。オリの餌の設置などの他、

↓ 錯誤捕獲（イヌ、ネコなどの捕獲）の場合に放逐するなどの管理を行う。

⑤（仮称）アライグマ対策チームがアライグマの殺処分のための運搬

↓ 市（農林整備課）職員によって運搬する。

⑥京都府施設殺（安楽死）処分

↓ 殺処分については、動物福祉の観点に基づく安楽処分に努め、併せて

↓ 人獣共通感染症予防の点からも、定められた方法での殺処分を徹底する。

⑦桜塚クリーンセンターで焼却処分

↓ または、殺処分後の個体は、検査・研究のための資料として研究機関に付する

↓ ことで、感染症の有無の確認や、以降の捕獲実施に参考となる個体群動態の基礎

↓ 資料となり得る

⑧（仮称）アライグマ対策チームが継続してワナの設置管理、再侵入のモニタリングを継続する。

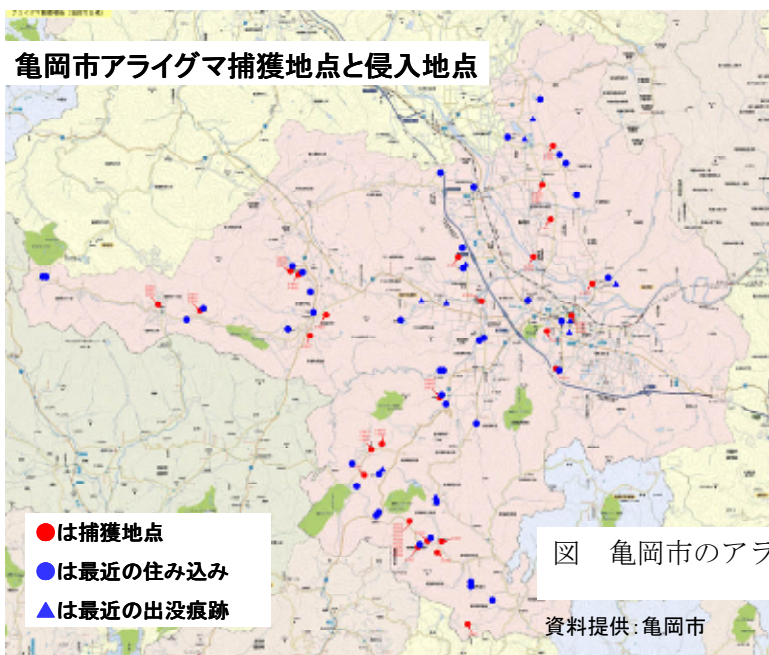


図 亀岡市のアライグマ分布地図

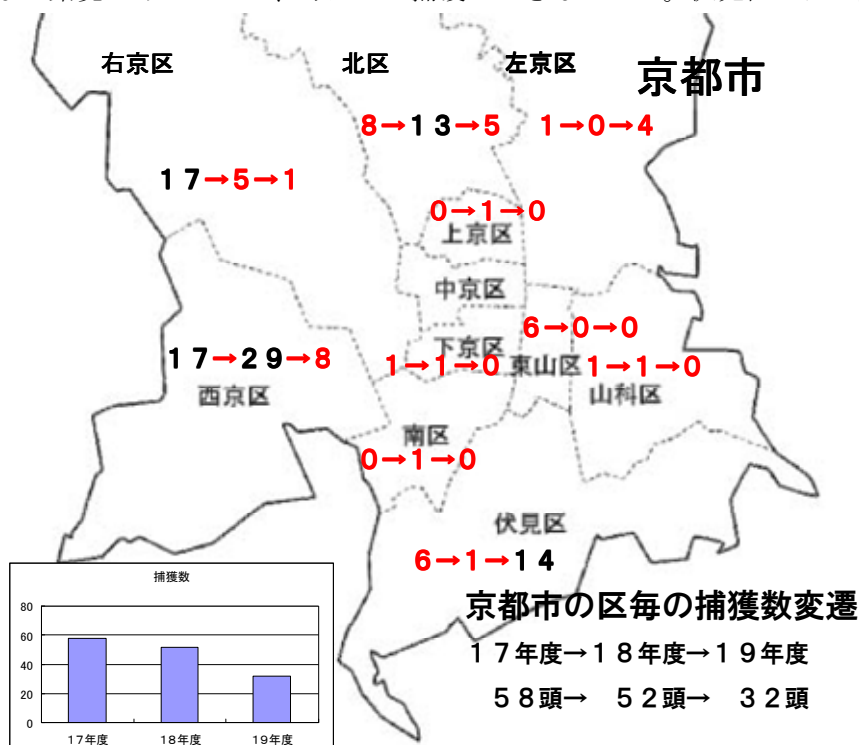
亀岡市の対策は、市職員が罠の運搬と捕獲後の個体の運搬をしており、対策費用は長岡京市と同様に0円ベースである。しかし、亀岡市はアライグマが全域で多く、特に大阪府と隣接する西部、南部の社寺を中心に多く分布する。社寺の被害も大きく、子育てのために押入に入り込んだり、小さなお堂を破壊した例もある。

3) 京都市の事例

京都市は平成19年3月までは有害駆除による捕獲を行っていたが、平成19年4月（平成19年9月13日確認内容変更）から外来生物法による確認をとり、捕獲を開始した。関西野生生物研究所による学術捕獲は平成17年4月から開始され、京都市が外来生物法に基づく捕獲を開始してからも並行して捕獲を継続している。京都市内における捕獲数は京北地区を除いて平成17年度には57頭、平成18年度には55頭、平成19年度には、26頭が捕獲された（外来生物法による京都市の捕獲と関西野生生物研究所の学術捕獲の数をまとめた。京都市の有害駆除による捕獲数は含まれていない）。捕獲数は初年に比べて半減の傾向にあるが、京都市南部の伏見区では増加している。

京都市内のアライグマは亀岡市に隣接する西京区、右京区、さらに北区で多く、東部、中心部では少ない傾向がある。左京区の捕獲個体は総て成オスであり、繁殖している可能性は少ない。東山区はほぼ全域の社寺でアライグマの痕跡が認められ、平成17年度には6頭の捕獲があったが、それ以降増加の傾向は認められない。

伏見区ではアライグマが民家と寺で繁殖したが、どちらも罠を継続してかけることのできない環境であったため、母メスの捕獲ができなかった。伏見区では3腹の子供11頭が捕獲された。



モニタ
拠点の無
い場所
では、ア
ライグマ
の対策が
難しい例
である。伏
見区では
平成17年
度の調査
で出没痕
跡の無か
った東部
醍醐地域

で、平成 19 年度の調査で社寺に新たな爪痕が多数見つかった。罠をかけているが捕獲はできていない。

下図のように、京都では最もアライグマが捕獲されるのは5月から8月である。9月以降、しばしばアライグマが目撃されることがあっても捕獲しにくくなる傾向が平成 17 年度、平成 18 年度年と続いたが平成 19 年度は逆に5月から9月までは捕獲数が少なく、秋になって捕獲が増加するという傾向を示した。寒い時期になってもモニターの継続が必要であることが分かる。また、1月、2月には繁殖期のためにアライグマが動き出すので、出産前のこの時期に捕獲することで殺処分するアライグマの数も少なくなり、効果は大きい。

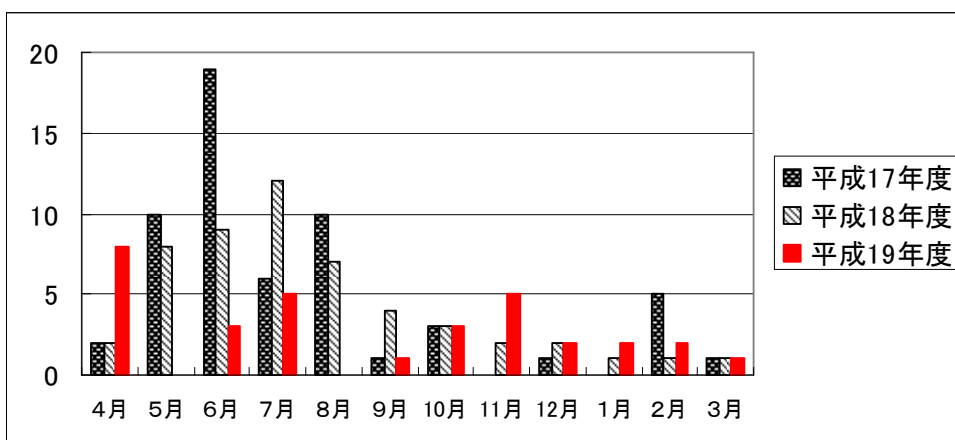


図 京都市市街地域（京北、越畑、水尾地区を除く）におけるアライグマ捕獲総数

京都市の外来生物法による京都市の捕獲体制は主にハンターがメンバーになっている「鳥獣保護協議会」が市の委託を受けて罠の運搬、捕獲個体の安楽死施設（京都市の運営）への運搬を行う（長岡京市、亀岡市との違いは、鳥獣保護協議会の会員に作業日当が支給される点）。罠の管理はそれぞれの家屋、土地所有者が行う。捕獲に関する情報は「京都市地域造り推進課」に集約される。安楽死後の個体は研究機関に送付されるか、火葬される。

関西野生生物研究所が平成 17 年から捕獲している各地点（主に社寺）は総てモニター拠点として機能しており、西京区の神社では3年半で32頭が継続して捕獲された。主なモニター拠点には罠が継続して配置されており（関西野生生物研究所所有の罠・学術捕獲許可を得て捕獲している）、アライグマの侵入の気配があると罠の入り口を開ける体制になっている。アライグマ出没情報は逐次関西野生生物研究所へ各モニター拠点からもたらされるとともに、研究所からも随時情報収集を行っている。これらの情報は京都市とも共有している。京都市からは出没情報、捕獲情報が逐次、研究所の方へ連絡されるシステムであり、新たな出没情報があった場合には関西野生生物研究所は京都市の協力のもとに現地調査を行っている。関西野生生物研究所はこれらの活動が無償で行っている。

参考：京都におけるアライグマ調査の状況と早期発見警報システムの構築までのプロセス

平成17年度に関西野生生物研究所が調査を開始した時点では、京都市にアライグマは僅かしか生息しないと考えられていた。しかしながら1)平成17年、山沿いの社寺を調査したところ、61社寺のうち47社寺にアライグマの痕跡があった(2月～11月調査)。2)平成17年の調査では、アライグマの痕跡が確認された社寺47カ所のうち、アライグマの侵入に気づいていたのは11社寺(約23%)のみであった。3)侵入初期の社寺はアライグマに全く気づいていないことが多いため、侵入初期の発見には、爪痕、足跡などの調査は有効であることがわかった。一方、アンケート調査ではアライグマの全体像は浮かび上がらないと判断した。4)アライグマの痕跡(食痕、糞、爪痕、足跡)の分布地図を作製したところ、痕跡は市街地と山の境界にほぼ連続してある社寺に多いことがわかった。こうした社寺にはアライグマが好む池、小川が多く存在する。5)社寺に残された痕跡の新旧を調査することで侵入時期の推定も可能であり、京都においては、社寺をモニターすることにより、侵入が早期に発見でき、これらの社寺に爪痕等のモニターを依頼すると「侵入警報システム」として十分に機能することがわかった。6)爪痕の新旧と多少、爪痕の位置で「現在侵入しているか」「どこから侵入しているか」「古い侵入か」「新たに再侵入しているか」などの情報が得られ、捕獲等の対策が「効果があったかどうか」の判定根拠としても使えることが分かった。

長岡京市や亀岡市の対策事例は費用対効果の点で優れていると考えられる。経費のかかる部分は罾の購入費(罾は頑丈なものを購入すると数年使用できる)。罾の見回り人への雇用経費(行政担当者、地域のボランティアが参加すると費用がかからない)。捕獲個体の運搬経費(行政担当者や、地域のボランティアが参加すると費用がかからない)。捕獲個体の安楽死にかかる経費。捕獲個体を研究期間へ送付する送料か焼却・埋設処置の経費。

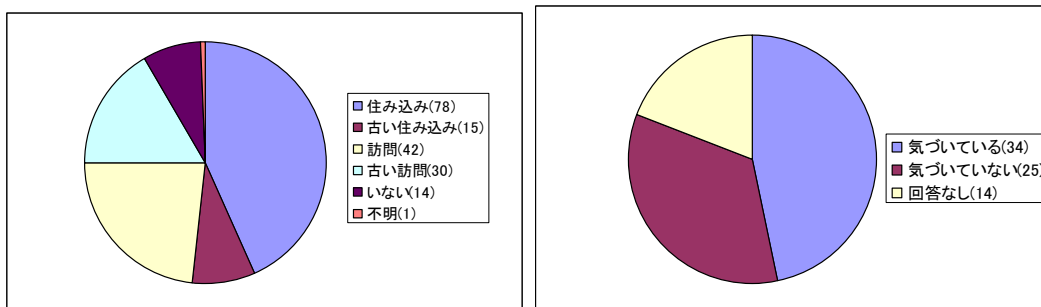
罾を土地所有者、家屋所有者に管理してもらう場合、費用はかからない。アライグマ対策は長期間にわたると考えなくてはならない。そのために対費用効果を考えるのは重要である。また、アライグマの侵入を常時監視する必要があるが、出没地域の住民が、地域全体でこの対策に直接に係わり(罾の管理などで)、その後のモニターを続けることで、監視の目が多くなり、アライグマの再侵入に対する機能的な備えになると考えられる。地域住民がモニターをする場合、行政機関が地域の様々な集会の際に声かけを続けることはより有効である。

08年度 綾部市 アライグマ社寺侵入状況

綾部市では181ヶ所(105神社、76寺)の社寺を訪ねた。調査した社寺のうち122社寺は管理者が現住していないか(社寺とは別の場所に住んでいるか、兼務で不在である)不明であった。管理者が在住していたのは59社寺であったが聞き取りを行った管理者や周辺地域住民は調査に協力的であり、調査を拒否されたのは1カ所(寺)のみであった。

結果、91.7%の社寺にアライグマの痕跡があった。43.3%(78社寺)に現在も住み着いている可能性が高いことがうかがえた。アライグマの痕跡があった社寺のうち、対面調査

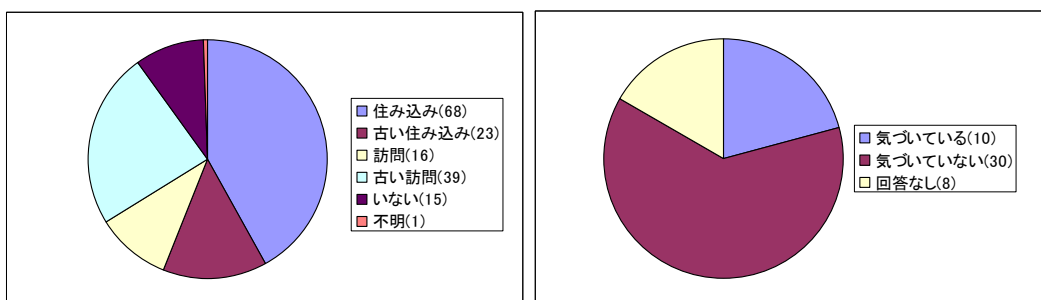
ができた 59 社寺のうち、アライグマの侵入に気づいていたのは 57.6%であった。



08年度 舞鶴市 アライグマ社寺侵入状況

舞鶴市では 162 ケ所 (92 神社、69 寺) の社寺を訪ねた。調査した社寺のうち 122 社寺は管理者が現住していないか (社寺とは別の場所に住んでいるか、兼務で不在である) 不明であった。管理者が在住していたのは 40 社寺であったが聞き取りを行った管理者や周辺地域住民は調査に協力的であり、調査を拒否されたのは 1 カ所 (寺) のみであった。

結果、90.1%の社寺にアライグマの痕跡があった。42.0% (68 社寺) に現在も住み着いている可能性が高いことがうかがえた。アライグマの痕跡があった社寺のうち、対面調査ができた 40 社寺のうち、アライグマの侵入に気づいていたのは 20%であった。



調査データの記録方法の例

調査は年 1 回くらい行くと、アライグマの動向を知ることができる。爪痕、足跡を見るだけでなく、社寺の管理者や地域住民に聞き取りを行うとより詳細なデータが得られる。調査により、アライグマが現状で利用している巣場所の一端を知ることができる。爪痕の新旧でアライグマの動向を知ることができるので、爪痕が古いものだけになるとその地域からアライグマが居なくなった可能性が考えられる。

地域の全域社寺アライグマ調査記録の例

気づいたことをノートに記録するとともに、略図や写真も記録として残すようにする。

1: ●●寺 (館町) R4〇 2009 年 1 月 9 日

- ・平野部奥まったところにある、カラス寺で有名な古刹。周辺に民家は無い。
- ・本堂玄関左の軒に隙間が多い。その途中の角に古い爪あと多数、有刺鉄線と雨傘で防いでいる。
- ・本堂裏の左角の奥に古い爪あとが少し。裏に登り口とある多数の爪あとのある角がある。
- ・本堂東側、南北に遮る道路の東に小さなお堂やモルタル造りの物置がある。その東隣に、憩い

の家という大きな建物あり、その右奥の角に古い、かなり多くの爪あとがある。その横の軒板に泥足跡がついている。

・北側石段を登ると塩岳山と言うお堂あり。右奥角の柱に古い爪あと少し。その下の床下に泥足跡がいくつかある。

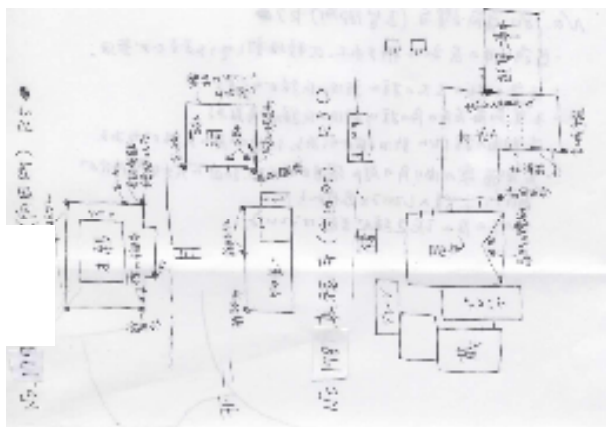
・その右下の物置の前左右と左後ろの柱に古い爪痕が少しある。

・左下の小さいお堂の右後ろ角にも古い爪痕が少しある。

・一段下がって東側の小さいお堂、右後ろ角と、その後ろのお堂の後ろ左右の角にも古い爪痕が少しある。

・男性75歳くらい住職～猟友会の人にこれまで5～6匹捕ってもらった。最後が2007年夏で、こども5匹いたうちの3匹を捕った。果物がダメだったので、ウイナーで仕掛けた。

2: ●●神社 (館町) R4○ R1▲ 2009年1月9日



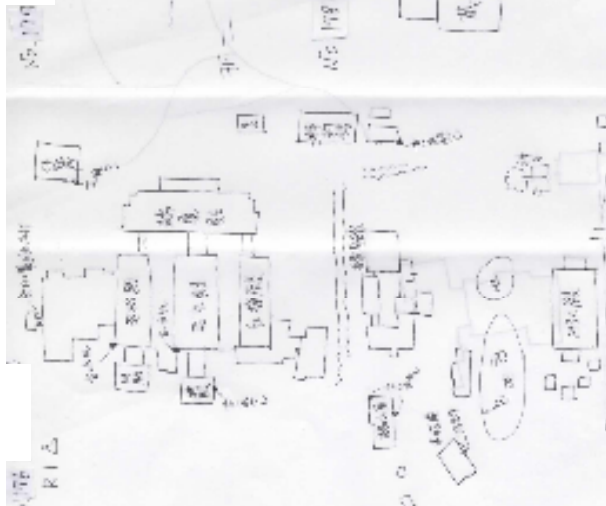
・住宅地近くの丘の上の林の中にある。

・正面の軒の右方に破れ、左側面に3ヶ所隙間がある。その下の壁板に新旧多数の爪あとある。

・本殿の右前の柱と、右の床の角に古い爪あとが多い。本殿右奥の柱に新しい多数の爪あとある。

・かつて棲み付き、現在新たに来ていていると思われる。

3: ●●神社 (栗町) R2▲ 2009年1月9日



・民家の裏の丘陵の森の中にある小さな祠。山道を登る。

・手前の太鼓庫のまえ左と右奥の角に古い爪あとが少しある。

・本殿前面左の柱に新しい爪あとが少し。左奥の柱に古い爪あとが少し。右奥角に新旧の爪あとが少しある。左側板に古い爪あとが少し残る。

4: ●●神社 (安国寺町) R5● 2009年1月9日

・平野部にある重文級のお社がある神社。

・休憩所と社務所に古い爪あとが少しある。

・本殿の前ひさしの左柱に新しい爪あと少し。右柱に古い爪痕多数。

・本殿の左前角に新しい爪あと少し。前ひさ

しの付け根と、右角に古い爪あと多数あり。

・本殿左面の5本と裏の4本の柱に新旧の爪あとが各々目だっている。

・本殿軒下3箇所には破られたような穴がある。

・右側の重文級のお社の正面口左に古い爪あと、右に新しい爪あと。左角に新しい爪あと、右角に古い爪あとが少しずつある。

・右側板に大きな穴があいている。右奥角に古い爪痕多数。左奥角に新しい爪あとが少しある。

*: 記録は通し番号、社寺名 (社寺のある地名)、侵入の程度を示すランク (R), 調査年月日を必ず書いておく。●は最近住み込んでいる状況。柱の爪痕が多く、軒下や屋根から屋根裏へ入り込んで住んでいることを示す。○はかつて住み込んでいたことを示す (爪痕が古いなどから判断)。▲は最近の訪問。屋根裏に入り込んでいないが来ていることを示す。△は古い訪問跡。□はアライグマが来ていないことを示す。

*: ランクRは爪痕が多くて住み込んでいる穴などがあるのはR5-R4くらい。やや多いがR3。R2は爪痕が少し。R1は爪痕が5個くらいまでを示す。